

砥部町長寿者表彰実施要綱

平成 26 年 4 月 22 日

砥部町告示第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内に居住する長寿者を祝福し、広く住民の高齢者福祉に対する理解と関心を高め、あわせて高齢者自らの生活向上に努め意欲を増進するため、長寿者に祝品を贈呈することに関し必要な事項を定める。

(対象者及び祝品)

第 2 条 表彰の対象者及び祝品は次の表のとおりとする。

項	表彰区分	対象者	祝品
1	米 寿	当該年において次の各号のいずれにも該当する者 (1) 数え年 88 歳を迎える者 (2) 9 月 1 日現在、町内に住所を有している者	1 万円相当の祝品
2	白 寿	当該年において次の各号のいずれにも該当する者 (1) 数え年 99 歳を迎える者 (2) 9 月 1 日現在、町内に住所を有している者	2 万円相当の祝品
3	金婚式	当該年において次の各号のいずれにも該当する者 (1) 婚姻期間が 50 年以上の者で過去に表彰を受けていないもの (2) 9 月 1 日現在、町内に住所を有している者	5 千円相当の祝品
4	満百歳	満百歳を迎えた日において町内に住所を有している者	5 万円相当の祝品

(贈呈方法)

第 3 条 祝品の贈呈方法は、町長又は町長の代理者が贈呈する。

(祝状)

第 4 条 第 2 条の祝品には、町長の祝状を添えて贈呈する。

(贈呈の期日)

第 5 条 祝品の贈呈の期日は、次の表のとおりとする。ただし、次の表に掲げる期日により難しいときは、期日を変更して贈呈することができる。

表彰区分 (祝品)	贈呈期日
米 寿 (1万円相当の祝品)	当該年度の砥部町老人クラブ大会
白 寿 (2万円相当の祝品)	
金婚式 (5千円相当の祝品)	
満百歳 (5万円相当の祝品)	満百歳到達日から10日以内

(雑則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表日から施行し平成26年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年4月10日告示第99号)

この告示は、公表日から施行する。

附 則 (令和4年4月27日告示第103号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年5月11日告示第110号)

この告示は、公表日から施行する。

附 則 (令和8年4月3日告示第99号)

この告示は、公表の日から施行する。